



皆さまと株式会社アクロスをつなぐコミュニケーションマガジン
「ACROSS LETTER 第13号」をお届けします。

今号は、新たな世の中の動きの中で、大規模修繕工事に関係のある情報を二つピックアップしました。働き方改革と消費税増税です。

4月は新年度の始まり。気分一新、さらにお役に立つアクロスレターを目指します。次号は、夏号(7月)の予定です。

最近の大規模修繕工事事情

建設業の働き方改革加速化プログラム

2018年6月29日、働き方改革法案が成立しました。一般的な大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月から適用されています。建設業については5年間の猶予期間が設けられていますので、2024年4月から企業規模を問わずに適用されることになります。

■国主導による「建設業働き方改革加速化プログラム」

国土交通省は、建設業における「給与・社会保険」「長時間労働の是正」「生産性向上」などの働き方改革を実現するため、「建設業働き方改革加速化プログラム」を定めました。建設業の人手不足を解消するための取組みとも言えるでしょう。

① 長期間労働是正、週休二日へ

現状、建設業は全産業の平均よりも、年間300時間以上長く働いています。長時間労働の主な原因是、週休二日が取得できないことです。そこで、週休二日の工事を大幅に拡大すると共に、労務費・共通仮設費・現場管理費などの補正と見直しを行っています。

② キャリア支援で給与アップ

給与面では、技能・経験に合った待遇を可能にするために、「建設キャリアアップシステム」が始まろうとしています。「建設キャリアアップシステム」は、建設業界で働く人の資格の有無や就業履歴等を登録・蓄積するものです。また、建設技能者の能力評価制度を定め、この結果によって高い技能・経験を持つ人への評価や企業能力の可視化を検討しています。

③ 技術者の配置要件を合理化

将来的に減少が予想される建設業の技術者に対し、技術者の配置要件の合理化を検討することで、効率的な人材活用を促進します。また工事書類作成などの負担を軽減するため、新技術の導入と基準の改定をすることで、業務の効率化に取り組んでいます。

(これからの変化予想)

建設業界は、他業界と比べ休日の少なさや長時間労働の慢性化などが以前から問題視されていましたが、この法案によってどのような変化が求められるのでしょうか？

労働基準法では、法定労働時間(1日8時間1週間40時間)が定められており、この時間を超過する残業や休日労働がある場合は、企業と労働者の間で36(きぶろく)協定を結び、労働基準監督署に届ける必要があります。

36協定とは、「時間外・休日労働に関する協定届」で、労働基準法第36条が根拠になっていることから、一般的に「36協定」という名称で呼ばれています。

36協定には労働時間に上限があります。その上限規制には「原則」と「特例」があります。



「原則」1週間40時間、1日8時間を超える時間外労働の限度は1ヶ月45時間、1年間で360時間とする。

特例を除き、原則を違反した場合は、罰則を課す

「特例」以下の特例に沿う場合は、罰則の対象外になります。

罰則対象となる時間外労働の上限を1年間で720時間とする(労使が同意する必要あり)。かつ、直近の2、3、4、5、6ヶ月の時間外労働時間の平均がいずれの場合も休日労働を含んで80時間以内とする。かつ、単月では、休日労働を含んで100時間以内とする。36協定を違反した場合は、「6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金」が科せられることもあり、その適用は事業主だけではなく、残業の可否の権限を持っている上司も罰せられることがあります。労基署の調査が入り、是正勧告され、それでも状態が改善しないようだと悪質と判断され、罰則が適用されることとなります。

(参考資料:LISKUL)

アクロス
からの
提言

週休二日制の確保をはじめとして、長時間労働を抑制する取り組みが展開されることにより、工事期間の長期化、工事費のアップ、人件費のアップの可能性が予想されます。その動きを鑑みて早めに対応が必要だと思われます。

ご存知ですか？ 消費税増税における経過措置

消費税は、2019年10月より10%に引き上げられる予定です。

税制改正の重要なポイントは二つ。「軽減税率」と「経過措置」。



軽減税率とは

日々の生活において幅広い消費者が消費、利活用しているものに係る消費税負担を軽減するという考え方に基づき、特定の品目に対して軽減税率(8%)を適用するものです。

『飲食料品(酒類・外食を除く飲食料品)』『新聞(週2回以上発行される新聞 定期購読契約に基づくもの)』

経過措置とは

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる各種取引に対して適用されます。適用開始日以降に行われる一部の取引(請負工事や資産の貸付など)については、改正前の税率を適用するという経過措置が講じられています。

① 旅客運賃等	④ 資産の貸付等	⑦ 特定新聞	⑩ 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)に 規定する再商品化等
② 電気料金等	⑤ 指定役務の提供	⑧ 通信販売	
③ 請負工事等	⑥ 予約販売に係る書類等	⑨ 有料老人ホーム	

その中で皆様に関係するのが請負工事です。

2019年3月31日までに契約すれば、消費税は8%のままとなる特例(経過措置)があるのをご存知ですか。

消費税10%の増税日(2019年10月1日予定)の半年前の4月1日が指定日になるので、その前日の3月31日までに契約すれば増税日以降の引き渡しでも消費税は8%となります。もちろん増税日より前に引き渡しをする工事代金の消費税は8%です。

(参考資料:全建総連・MJS)



消費税増税にとらわれず、工程管理に十分気をつけて、必要な工事か、必要でない工事かの見極めも必要です。工事費の見積もりの見直しなど、専門のコンサルタントを活用して、適正な価格を検討しましょう。

あとがき フレッシュな発行人が加わりました！

新しい発行人より～金本里好～

アクロスレターを通して、皆さんに実のある情報を提供し、さらに自分自身も成長していけばと思っております。楽しみにしていただけけるようなものを作りたいです。よろしくお願いします。

ACROSS LETTER発行人 下門・石川・横井・金本 info@across21c.co.jp

